

令和6年度 企業における家庭教育支援講座実施要項

1 趣旨

普段から、家庭教育について学ぶ機会や時間がとれない働く父親や母親などを対象に、家庭教育の重要性を啓発するため、企業等の社員研修の場を利用した「家庭教育支援講座」を実施する。また、企業等が独自に講座を開催できるようモデルをつくり、企業における家庭教育支援講座が県内で広く行われるよう推進する。

2 主催

千葉県教育委員会

3 対象

本事業の趣旨を理解し、実施を希望する県内の企業・事業所等

4 開催日時及び会場

企業等が希望する日時のうち、千葉県教育委員会と調整して決定する。

期間は概ね12月～2月までとする。また、会場については企業の会議室等とする。

5 申込み

生涯学習課担当まで「ちば電子申請サービス」にて申し込む。

期日 9月30日（月）～12月20日（金）

※実施については、10名以上の参加者にて、先着5企業まで。

二次元コード



「ちば電子申請サービス」は二次元コードあるいはURLから利用できます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35973

6 講師及び報償費

企業等の希望するテーマに応じ、千葉県教育委員会が講師を選定、依頼、派遣する。

また、家庭教育支援講座の講師に係る報償費は、別表1の範囲内で別に定める。

7 実施報告書の提出

講座を実施した企業等の長は、講座の終了後、実施報告書（別記様式）を千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長に提出するものとする。

8 その他

この要項に定めのない事項及び事業内容の変更等については、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課と協議するものとする。